

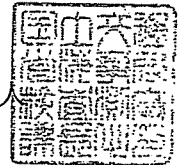


国海査第 317 号の 2
平成 19 年 11 月 21 日

(社) 日本船舶品質管理協会
会長 山田 信三 殿

国土交通省海事局

検査測度課長 森 雅人



船舶における石綿を含む材料の使用禁止について

石綿を含む材料については、船舶設備規程の一部改正（平成 18 年 8 月 31 日国土交通省令第 85 号）に基づき平成 18 年 9 月 1 日（以下「施行日」という。）より船舶においてその使用を禁止しています（施行日に現に備え付けられている石綿を含む材料を引き続き当該船舶に備え付ける場合を除きます。）。

今般、一部の事業者が同事業所内に在庫品として保管していた石綿を含む材料を使用した製品（以下「石綿製品」という。）を施行日以降に船舶修理の際に使用したことが判明しました。

つきましては、施行日に現に使用されている石綿製品は交換の際に確実に非石綿製品に替えるよう徹底いただくとともに、未だ船内に石綿製品が保管されている場合は、誤って使用されることのないよう速やかに廃棄、隔離等の適正な処理を行っていただきますようお願いいたします（石綿製品を廃棄する場合には、自治体によって処理方法が異なる場合がありますので、必ず各都道府県担当部（別添参照）にご確認のうえ処理を行うようお願いいたします。）。

また、施行日以降の修繕等の際に非石綿製品に交換すべきところを、未だ石綿製品が使用されている事例を発見した場合には、速やかに当課にご連絡下さい。

なお、船舶安全法第 5 条に規定する船舶検査（定期検査、中間検査及び臨時検査等）の際に、石綿製品の使用や保管の有無について確認しますので宜しくお願い致します。

都道府県・政令市の産業廃棄物行政担当部局一覧

(平成19年5月20日現在)

都道府県

都道府県名	〒	所在地	部(局)名	課(室)係名	電話番号	FAX番号
1北海道	060-8588	札幌市中央区北3条西6	環境生活部 環境局	循環型社会推進課	代(011)231-4111 内 24-316 内 24-322 内 24-328	(011)232-4970
2青森県	030-8570	青森市長島1-1-1	環境生活部	環境政策課	(017)734-9248	(017)734-8067
3岩手県	020-8570	盛岡市内丸10-1	環境生活部	資源循環推進課 産業廃棄物不法投棄 緊急特別対策室	(019)629-5367	(019)629-5369
4宮城県	980-8570	仙台市青葉区本町3-8-1	環境生活部	廃棄物対策課 竹の内産廃処分場対策室	(022)211-2688(廃対課) (022)211-2691(竹の内)	(022)211-2390
5秋田県	010-0951	秋田市山王4-1-1	生活環境文化部	環境整備課	(018)860-1624・1625	(018)860-3856
6山形県	990-8570	山形市松波2-8-1	文化環境部	循環型社会推進課	(023)630-3021・2322・ 2236・2323・3044	(023)625-7991
7福島県	960-8670	福島市杉妻町2-16	生活環境部	環境保全領域産業廃棄物 対策グループ	(024)521-7264	(024)521-7984
8茨城県	310-8555	水戸市笠原町978-6	生活環境部	廃棄物対策課	(029)301-3020・3027・3029・ 3033	(029)301-3039
9栃木県	320-8501	宇都宮市塙田1-1-20	環境森林部	廃棄物対策課 産業廃棄物対策室	(028)623-3154	(028)623-3113
10群馬県	371-8570	前橋市大手町1-1-1	環境・森林局	廃棄物政策課	(027)226-2861・2862・ 2863・2865	(027)223-7292
11埼玉県	330-9301	さいたま市浦和区高砂3-15-1	環境部	廃棄物指導課	(048)830-3125	(048)830-4774
12千葉県	260-8667	千葉市中央区市場町1-1	環境生活部	資源循環推進課 廃棄物指導課	(043)223-2649(資源循環) (043)223-2657(廃棄物指導)	(043)221-5789
13東京都	163-8001	新宿区西新宿2-8-1	環境局 廃棄物対策部	産業廃棄物対策課	(03)5388-3586(指導係)	(03)5388-1381
13東京都 (多摩)	190-0022	立川市錦町4-6-3	多摩環境事務所	廃棄物対策課	(042)528-2692(浄化槽係)	(042)522-9511
14神奈川県	231-8588	横浜市中区日本大通1	環境農政部	廃棄物対策課	(045)210-4147・4151・4157・ 4159	(045)210-8847
15新潟県	950-8570	新潟市中央区新光町4-1	県民生活・環境部	廃棄物対策課	(025)280-5162	(025)280-5740
16富山県	930-8501	富山市新総曲輪1-7	生活環境文化部	環境政策課	(076)444-3140	(076)444-3480
17石川県	920-8580	金沢市鞍月1-1	環境部	廃棄物対策課	(076)225-1474	(076)225-1473
18福井県	910-8580	福井市大手3-17-1	安全環境部	廃棄物対策課	(0776)20-0317	(0776)20-0679
19山梨県	400-8501	甲府市丸の内1-6-1	森林環境部	環境整備課	(055)223-1518	(055)223-1507
20長野県	380-8570	長野市南長野幅下692-2	生活環境部	廃棄物対策課/ 廃棄物監視指導課	(026)235-7164(廃対課) (026)235-7203(指導課)	(026)235-7259
21岐阜県	500-8570	岐阜市葦田南2-1-1	環境生活部	廃棄物対策課/ 不法投棄監視課	代(058)272-1111	(058)277-5458
22静岡県	420-8601	静岡市葵区追手町9-6	環境局	廃棄物サイクル室・廃棄物 係	(054)221-2424・2423・ 3810	(054)221-3553
23愛知県	460-8501	名古屋市中区三の丸3-1-2	環境部	資源循環推進課	(052)954-6235	(052)953-7776
24三重県	514-8570	津市広明町13	環境森林部	廃棄物対策室	(059)224-2475	(059)222-8136
25滋賀県	520-8577	大津市京町4-1-1	琵琶湖環境部	循環社会推進課	(077)528-3474	(077)528-4845
26京都府	602-8570	京都市上京区下立売通新町西 入敷ノ内町	企画環境部	産業廃棄物政策室/ 循環型社会推進室/ 不法投棄等特別対策室	(産)075)414-4714 (循)075)414-4730 (不)075)414-4227	(075)414-4710
27大阪府	540-8570	大阪市中央区大手前2-1-7 大阪赤十字会館	環境農林水産部	循環型社会推進室 産業廃棄物指導課	(06)6944-3895	(06)6944-6719
28兵庫県	650-8567	神戸市中央区下山手通5-10-1	健康生活部 環境管理局	環境整備課	(078)362-3279	(078)362-4189
29奈良県	630-8501	奈良市登大路町30	生活環境部	廃棄物対策課	(0742)27-8747	(0742)22-7482
30和歌山県	640-8585	和歌山市小松原通1-1	環境生活部 環境政策局	廃棄物対策課	(073)441-2681	(073)441-2685
31鳥取県	680-8570	鳥取市東町1-220	生活環境部	循環型社会推進課	(0857)26-7684	(0857)26-7563
32島根県	690-8501	松江市殿町1	環境生活部	廃棄物対策課	(0852)22-5261	(0852)22-6738
33岡山県	700-8570	岡山市内山下2-4-6	生活環境部	循環型社会推進課	(086)226-7308	(086)224-2271
34広島県	730-8511	広島市中区基町10-52	環境部 環境対策局	産業廃棄物対策室	(082)228-0949	(082)211-5374
35山口県	753-8501	山口市滝町1-1	環境生活部	廃棄物・リサイクル対策課	(083)933-2983	(083)933-2999
36徳島県	770-8570	徳島市万代町1-1	県民環境部環境 局	環境整備課/ ごみゼロ推進室	(088)621-2259	(088)621-2846
37香川県	760-8570	高松市香町4-1-10	環境森林部	廃棄物対策課	(087)832-3226	(087)831-1273

38愛媛県	790-8570	松山市一番町4-4-2	県民環境部 環境局	廃棄物対策課	(089)912-2355	(089)934-1462
39高知県	780-8570	高知市丸ノ内1-2-20	文化環境部	廃棄物処理推進課	(088)823-9687	(088)823-9265
40福岡県	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	環境部	廃棄物対策課/ 監視指導課/ 循環型社会推進課	(092)643-3363・3364 (廃対) (092)643-3395 (監視指導 課) (092)643-3371 (循環社会)	(廃・監) (092)643-3365 (循) (092)643-3377
41佐賀県	840-8570	佐賀市城内1-1-59	くらし環境本部	廃棄物対策課	(0952)25-7078	(0952)25-7784
42長崎県	850-8570	長崎市江戸町2-13	環境部	廃棄物・リサイクル対策課	(095)895-2375	(095)824-4781
43熊本県	862-8570	熊本市水前寺6-18-1	環境生活部	廃棄物対策課	(096)333-2278	(096)383-7680
44大分県	870-8501	大分市大手町3-1-1	生活環境部	廃棄物対策課	(097)506-3129	(097)506-1748
45宮崎県	880-8501	宮崎市橋通東2-10-1	環境森林部	環境対策推進課	(0985)26-7081	(0985)22-9314
46鹿児島県	890-8577	鹿児島市鴨池新町10-1	環境生活部	廃棄物・リサイクル対策課	(099)286-2596	(099)286-5545
47沖縄県	900-8570	那覇市泉崎1-2-2	文化環境部	環境整備課	(098)866-2231	(098)866-2235

都道府県・政令市の産業廃棄物行政担当部局一覧

政令市

(平成19年5月20日現在)

都道府県名	〒	所在地	部(局)名	課(室)係名	電話番号	FAX番号
50旭川市	070-8525	旭川市6条通9丁目	環境部	環境対策課	(0166)25-6369	0166-29-3977
51札幌市	060-8611	札幌市中央区北1条西2丁目	環境局 環境事業部	事業廃棄物課	(011)211-2927	(011)218-5105
52函館市	040-0022	函館市日乃出町26-2	環境部	廃棄物対策課	(0138)56-3827	(0138)51-3498
53 -						
54仙台市	980-0811	仙台市青葉区一番町4-7-17 小田急仙台ビル10階	環境局 廃棄物事業部	廃棄物指導課	(022)214-8235	(022)214-8356
55千葉市	260-8722	千葉市中央区千葉港2-1	環境局 環境管理部	産業廃棄物指導課	(043)245-5682・5685	(043)245-5689
56横浜市	231-0013	横浜市中区住吉町1-13	資源循環局 適正処理部	産業廃棄物対策課	(045)671-2511	(045)651-6805
57川崎市	210-8577	川崎市川崎区宮本町1	環境局 生活環境部	廃棄物指導課	(044)200-2596	(044)200-3923
58横須賀市	238-8550	横須賀市小川町11	環境部	環境管理課	(046)822-8418	(046)823-0054
59新潟市	951-8550	新潟市中央区学校町通一番町602-1	環境部	廃棄物対策課 産業廃棄物対策室	(025)226-1411	(025)230-0465
60金沢市	920-8577	金沢市広坂1-1-1	環境局	環境総務課	(076)220-2304	(076)260-7193
61岐阜市	500-8720	岐阜市神田町1-11	環境事業部	産業廃棄物特別対策室/ 産業廃棄物指導室	代(058)265-4141	(058)262-1483
62静岡市	420-8602	静岡市葵区追手町5-1	環境局 廃棄物対策部	産業廃棄物対策課	(054)221-1363	(054)221-1076
63浜松市	432-8550	浜松市鴨江2-11-2	環境部	廃棄物対策課	(053)453-6110	(053)453-6001
64名古屋	460-8508	名古屋市中区三の丸3-1-1	環境局 事業部	産業廃棄物指導課	(052)972-2391・2392	(052)972-4132
65京都市	604-0924	京都市中京区河原町通二条下る一之船入町384ヤサカ河原町ビル7階	環境局 循環型社会推進部	廃棄物指導課	(075)213-0926	(075)221-6550
66大阪市	545-8550	大阪市阿倍野区阿倍野筋1-5-1 あべのルシアビル13階	環境局 事業部	産業廃棄物規制担当	代(06)6630-3284	(06)6630-3581
67堺市	590-0078	堺市堺区南瓦町3-1	環境局 環境共生部	循環型社会推進室/ 環境指導課	(指)(072)228-7476 (指)(072)228-7474	(072)228-7317
68東大阪市	577-8521	東大阪市荒本北50-4	環境部	産業廃棄物対策課	(06)4309-3207・3208	(06)4309-3944
69神戸市	650-8570	神戸市中央区加納町6-5-1	環境局	事業系廃棄物対策室	(078)322-5282	(078)322-6063
70姫路市	670-8501	姫路市安田4-1	環境局 環境美化部	産業廃棄物対策課	(079)221-2405・2418	(079)221-2508
71尼崎市	660-8501	尼崎市東七松町1-23-1	環境市民局 環境部	産業廃棄物対策担当	(06)6489-6310	(06)6489-6300
72和歌山市	640-8511	和歌山市七番丁23	市民環境局 環境保全部	産業廃棄物課	(073)435-1221	(073)435-1366
73広島市	730-8586	広島市中区国泰寺町1-6-34	環境局 業務部	産業廃棄物指導課	(082)504-2225・2226	(082)504-2229
74呉市	737-0024	呉市中央6-2-9 つばき会館6F	環境部	環境政策課 廃棄物対策係	(0823)25-3302	(0823)32-1621
75下関市	751-0847	下関市古屋町1-18-1	環境部	廃棄物対策課	(0832)52-7152	(0832)52-1329
76北九州市	803-8501	北九州市小倉北区城内1-1	環境局 環境監視部	監視指導課/ 産業廃棄物対策室	(指)(093)582-2177 (産)(093)582-2178	(093)582-2196
77福岡市	810-8620	福岡市中央区天神1-8-1	環境局 ごみ対策部	産業廃棄物指導課	(092)711-4303	(092)733-5592
78大牟田市	836-8666	大牟田市有明町2-3	環境部	廃棄物対策課	(0944)41-2732	(0944)41-2733
79長崎市	850-8685	長崎市桜町6-3	環境部	廃棄物対策課	(095)829-1159	(095)829-1218
80佐世保市	857-0851	佐世保市稲荷町1-8	環境部	廃棄物・リサイクル対策課	(0956)20-0660	(0956)34-4477
81熊本市	860-8601	熊本市手取本町1-1	環境保全局 環境事業部	廃棄物指導課 事業廃棄物係	(096)328-2362	(096)359-9945
82鹿児島市	892-8677	鹿児島市山下町11-1	環境局 環境部	環境指導課	(099)216-1289	(099)216-1292
83岡山市	700-8544	岡山市大供1-1-1	環境局	産業廃棄物対策課	(086)803-1303・1304	(086)803-1737
84宇都宮市	320-8540	宇都宮市旭1-1-5	環境部	廃棄物対策課	(028)632-2928	(028)633-4323
85富山市	930-8510	富山市新桜町7-38	環境部	環境政策課	(076)443-2178	(076)443-2122
86秋田市	011-0904	秋田市寺内経根3-24-3	環境部	廃棄物対策課	(018)866-2076	(018)863-6700
87郡山市	963-8601	郡山市朝日1-23-7	環境衛生部	廃棄物対策課	(024)924-3171	(024)935-6790

88大分市	870-8504	大分市荷揚町2-31	環境部	清掃管理課 産業廃棄物対策室	(097)537-7953	(097)534-6252
89松山市	790-8571	松山市二番町4-7-2	環境部	廃棄物対策課	(089)948-6910	(089)934-1928
90豊田市	471-8501	豊田市西町3-60	環境部	廃棄物対策課	(0565)34-6710	(0565)34-6684
91福山市	720-8501	福山市東桜町3-5	経済環境局 環境部	産業廃棄物対策課	(084)928-1168	(084)927-7021
92高知市	780-8571	高知市本町五丁目1-45	環境部	廃棄物対策課	(088)823-9427	(088)823-9493
93宮崎市	880-8505	宮崎市橋通西1-1-1	環境部	廃棄物対策課 産業廃棄物係	(0985)21-1763	(0985)28-2235
94いわき市	970-8686	いわき市平字梅本21	生活環境部	廃棄物対策課	(0246)22-7439・7604	(0246)22-7605
95長野市	380-8512	長野市大字鶴賀緑町1613	環境部	廃棄物対策課	(026)224-7320	(026)224-5108
96豊橋市	440-8501	豊橋市今橋町1	環境部	廃棄物対策課	(0532)51-2407	(0532)56-0566
97高松市	760-0080	高松市木太町2282-1	環境部	廃棄物指導課	(087)839-2380	(087)837-1458
98相模原市	229-8611	相模原市中央2-11-15	環境経済局 資源循環部	廃棄物指導課	(042)769-8335	(042)769-4445
99西宮市	662-8567	西宮市六湛寺町10番3号	環境局 環境緑化部	産業廃棄物対策課	(0798)35-3277	(0798)33-2551
100倉敷市	710-8565	倉敷市西中新田640	環境部	産業廃棄物対策課	(086)426-3385	(086)426-6050
101さいたま市	330-0063	さいたま市浦和区高砂3-14-1 埼玉県自治会館4階	環境経済局 環境部	産業廃棄物指導課	(048)827-8508	(048)827-8517
102奈良市	630-8580	奈良市二条大路南1-1-1	企画部	産業廃棄物対策課	(0742)34-4592	(0742)34-1162
103川越市	350-8601	川越市元町1-3-1	環境部	産業廃棄物指導課	審査(049)224-5421 指導(049)224-5617	(049)225-9800
104船橋市	273-8501	船橋市湊町2-10-25	環境部	産業廃棄物課	(047)436-3810	(047)436-2448
105岡崎市	444-8601	岡崎市十王町2-9	環境部	廃棄物対策課	(0564)23-6871	(0564)23-6878
106高槻市	569-0067	高槻市桃園町2-1	環境部 環境政策室	産業廃棄物指導課	(072)674-7587	(072)661-3198
108青森市	038-8505	青森市柳川2-1-1	環境部	廃棄物対策課	(017)761-4012	(017)461-4010

船舶設備規程及び小型船舶安全規則の一部を改正する省令について

平成18年 8月
海事局安全基準課

1. 背景

船舶に使用する材料については、従来より SOLAS 条約の規定に従い、船舶設備規程（昭和9年逡信省令第6号）第311条の23及び小型船舶安全規則（昭和49年運輸省令第36号）第116条において、代替化が困難である以下に掲げるもの（以下「使用禁止除外部品」という。）を除き、アスベストを含む材料を使用してはならないこととしている。

- I ロータリー式圧縮機及びロータリーポンプにおいて使用される羽根車
- II 350℃を超える高温下又は7MPaを超える圧力下で、火災若しくは腐食の危険性又は毒性がある液体の循環に使用される水密継ぎ手又は内張り
- III 1,000℃を超える高温下で使用される軟性及び弾力性の必要な断熱材

今般、我が国において、アスベストが社会問題化したことから、昨年7月の「アスベスト問題に関する関係閣僚による会合」において「アスベスト問題への当面の対応」が取りまとめられ、「アスベスト含有製品について、遅くとも平成20年までに全面禁止を達成するため代替化を促進するとともに、全面禁止の前倒しも含め、さらに早期の代替化を検討する」こととされた。

これを受け、国交省において船舶に関してアスベストの全面禁止を検討したところ、使用禁止除外部品についてもアスベスト製品を使用せずに製造（あるいは使用禁止除外部品を使用することなく船舶が建造）できるとの結論を得たため、これらの省令のうち使用禁止除外部品の規定を削り、船舶には例外なくアスベストを含む材料を使用してはならないこととする。

2. 改正の概要

- (1) 船舶設備規程及び小型船舶安全規則において規定されている使用禁止除外部品の項目を削除する。
- (2) 既存船舶に備え付けられている使用禁止除外部品であってアスベストを使用しているものについては、修繕等当該部品の交換時には、非アスベスト製品に交換することとする。

3. 改正のスケジュール

公布日：平成18年8月31日

施行日：平成18年9月 1日

アスベスト関連の条文

船舶設備規程 (昭和九年二月一日逡信省令第六号)

(石綿を含む材料の使用禁止)

第三百十一条の二十三

船舶には、石綿を含む材料を使用してはならない。

小型船舶安全規則 (昭和四十九年八月二十七日運輸省令第三十六号)

(石綿を含む材料の使用禁止)

第一百十六条

小型船舶には、石綿を含む材料を使用してはならない。

附則 (平成一八年八月三十一日国土交通省令第八五号)

(施行期日)

第一条

この省令は、平成十八年九月一日 (以下「施行日」という。) から施行する。

(船舶設備規程の一部改正に伴う経過措置)

第二条

施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶 (次条の小型船舶を除く。) に施行日に現に備え付けている石綿を含む材料については、第一条の規定による改正後の船舶設備規程第三百十一条の二十三の規定にかかわらず、これを引き続き当該船舶に備え付ける場合に限り、なお従前の例によることができる。

(小型船舶安全規則の一部改正に伴う経過措置)

第三条

施行日前に建造され、又は建造に着手された小型船舶 (小型船舶安全規則第二条第一項の小型船舶をいう。) に施行日に現に備え付けている石綿を含む材料については、第二条の規定による改正後の小型船舶安全規則第一百十六条 (小型漁船安全規則 (昭和四十九年農林省運輸省令第一号) 第四十六条において準用する場合を含む。) の規定にかかわらず、これを引き続き当該船舶に備え付ける場合に限り、なお従前の例によることができる。